

京都家庭裁判所委員会議事内容

1 日 時 平成16年11月25日(木)午後1時30分～4時30分

2 場 所 京都家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

佐竹幸夫委員, 杉山久美子委員, 田中雅郎委員, 中川順子委員, 中島章雄委員, 西山慶一委員, 樋口 修委員, 三木澄子委員, 光井正人委員, 山下徹朗委員, 山本一雅委員, 安保千秋委員, 玉岡尚志委員, 南 敏文委員, 森野俊彦委員

(京都家庭裁判所職員)

田村家事首席書記官, 辻少年首席書記官, 中田事務局長, 木崎事務局次長, 山本総務課長, 加瀬総務課課長補佐

4 議事概要

- ・ 新任委員の紹介
- ・ 委員長あいさつ

会議室に来られるまでに御覧になった方もおられると思うが, 当裁判所は隠れたもみじの名所である。今月28日には, 「法の日週間」行事として模擬少年審判等を開催する予定であるが, その際に市民の皆さんにもみじを楽しんでいただこうと思っている。

このようなことを思いついたのは, 私の前任庁で桜が美しかったところ, ある家庭裁判所委員から, 市民にも桜を楽しんでもらってはどうかとの提案があり, それを何らかの形で実践しようと考えたからである。

裁判所が国民に開かれたものとなるために役立つと思われることは, 1人の委員からの御意見であってもどしどしを取り入れていく所存である。

- ・ ホームページに掲載した前回の議事概要等に関する質疑応答
現在の形で継続してホームページに掲載することです承された。
- ・ 裁判所からの概要説明

ア 裁判員制度の概要について

現在国民の司法参加として裁判員制度に関する基盤整備が進められているが, この実施については, 裁判所全体で取り組むべき最重要課題と考えている。

裁判員制度は, 地方裁判所の刑事事件に関することではあるが, 当家裁委員会委

員にも御支援、御協力をいただきたいという趣旨で、その制度の概要と今後の裁判所としての取組について説明させていただく。

本年5月21日に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（以下「裁判員法」という。）が成立し、5月28日に公布された。これにより、裁判員制度は、5年以内の準備期間を経て平成21年までに実施されることになった。

平成11年7月から内閣に設置された司法制度改革審議会において、21世紀の我が国社会において司法に期待される役割ということについて議論が重ねられ、

「国民の期待に応える司法制度」、「司法制度を支える法曹の在り方」、「国民的基盤の確立」という3つの柱が示された。

今回の裁判員制度の導入は、国民が新たに訴訟手続に参加する制度として、重大な刑事訴訟事件を対象として、一般の国民が裁判官とともに協働して裁判内容の決定に主体的、実質的に関与することを目的として法制化が図られたものである。

この制度を導入することで、次のようなことが期待される。

○ 司法における「国民的基盤の形成」が図れる

司法は立法や行政と同じく国民の総意に基づいて存立するものであるが、今までは国民に縁遠い存在だと認識されてきたように思われる。それを転換して、国民が裁判の過程に主体的に参加することにより、司法というものが社会の中で国民にしっかりと定着したものとなることが期待される。

○ 裁判に「多角的な視点」が反映される

これまでのキャリア裁判官、いわゆる職業裁判官による判断だけでなく、さまざまな社会経験を積んだ方々の物の考え方や感覚を裁判の内容に反映することにより、一層良質の裁判が実現できると考えられる。

○ 「分かりやすい裁判」が実現できる

裁判員が裁判官と同じ立場で裁判に参加し、判決を下すことになるため、裁判手続や審理が分かりやすいものになると思われる。また、裁判員の負担を軽減するために、集中的な審理が行われることになり、裁判の迅速化が図られることになる。

次に、裁判員制度の概要について説明する。

裁判員による裁判の対象となるのは、法定刑に「死刑又は無期懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件」及び「法定合議事件であって、故意の犯罪行為により

被害者を死亡させた罪に係る事件」とされており、国民の関心が非常に高く、社会的にも影響の大きい「重大犯罪」となっている。

平成15年度の全国統計で見た場合、裁判員による裁判の対象となる事件の被告人数は、3089人であり、京都地裁においては本庁で72人、舞鶴支部で4人の合計76人となっている。

裁判を行う合議体の構成は、原則として裁判官が3人、裁判員6人である。ただし、公訴事実について争いがなく、検察官、被告人及び弁護人に異議がなく、かつ裁判所が適当と認めるときは、裁判官1人、裁判員4人で裁判することができる。

裁判員の選任方法は、各地方裁判所から、毎年9月1日までに次の年に必要な裁判員候補者の人数を各市町村の選挙管理委員会に割り当てて通知し、各選挙管理委員会は、選挙人名簿の中からくじで選定し、裁判員候補者予定者名簿を調製して裁判所に送付することになっている。

裁判所では送付された名簿を集約して、対象事件の第1回公判期日が決まった時点で抽せんを行い、裁判所への出頭を求めて、裁判長から後に述べる欠格事由の有無等、裁判員としての適格性や辞退希望がある場合の理由等についての質問が行われる。さらに、検察官や弁護人による除外指名も受けなかった裁判員候補者の中から、くじなどの方法で具体的な裁判員が選ばれる。

先ほど申し上げた平成15年度の京都地裁本庁での裁判員による裁判の対象事件72件を前提として必要な裁判員候補者数を算出すると6048人となり、京都地裁本庁管内の有権者の約300人に1人が裁判員候補者に選任されることになる。

裁判員の資格については、まず、欠格事由が定められており、禁錮以上の刑に処せられた者、心身の故障のために裁判員の職務を遂行に著しい支障がある者などがこれに該当する。

また、裁判員の職務につくことができない就職禁止事由が定められており、国会議員や裁判官、弁護士、法律学の教授等の法律の専門家等がこれに該当する。

さらに、特定の事件について裁判員になれない不適格事由が定められており、被告人や被害者、その関係者または告発を行った者がこれに該当する。

裁判員になることを辞退できる事由も定められており、70歳以上の者、会期中の地方公共団体の議員、学生、同居の親族の介護または養育を行っている者については、辞退の申立ができ、裁判所がこれを認めたときには裁判員に選ばれないこと

になる。

続いて、裁判員の職務や役割について説明する。

裁判員に選任されると、裁判官とともに法廷に立ち会い、公判において被告人や証人等に対して質問することができる。

法廷での審理が全て終了した後、有罪か無罪か、有罪であればどのような刑に処すべきかを裁判官と一緒に評議・評決する。

評議・評決の結論が決まると、法廷で裁判長が判決を宣告し、これにより裁判員としての役割は終了する。

裁判員の参加する裁判の手續に対しては、次のような配慮がされることになっている。まず、第1回公判期日前に準備手續を実施し、争点の整理が行われることとされている。また、裁判官や検察官、弁護人は、裁判員の負担が過重にならないよう、審理を迅速で分かりやすいものとするよう努めなければならず、審理に2日以上を要する事件については、できる限り連日開廷し、継続して審理を行うべきことが求められている。

ところで、国民の裁判員制度に対する意識を新聞社による世論調査の結果から紹介すると、読売新聞の調査では、約半数が制度には賛成だと回答しているが、毎日新聞の調査では、過半数が現行の裁判よりも必ずしも良くなるとは思わないと回答している。また、裁判員に選ばれたら参加したいかという質問に対しては、読売新聞の調査では70%近くの人が、毎日新聞の調査では56%の人が参加したくないと答えている。

これらの状況を踏まえると、今後5年間のうちに、いかにしてできるだけ多くの国民の理解と関心を得ていくべきかが非常に重大な課題となっている。

裁判員制度に関する広報については、裁判所のホームページに掲載されているほか、リーフレットやポスター等も市内に目立ってきていると思うが、裁判所では、今後、広報誌の特集号、詳細なリーフレット、ビデオ等を作成することを検討しており、1人でも多くの国民に裁判員制度に対する理解を求めていきたいと考えている。

イ 意見交換

- ・ 裁判員に選ばれると、どの程度の時間を割かなければならないのかというイメージがあるのか。

- ・ 種々の事件の状況があるので、具体的なイメージというものはまだない。ただ、著名事件をイメージして審理期間が長いという印象を持たれているように思われる。そのような印象を払拭するために、連続開廷をするなど、できるだけ審理期間を集約したいと考えている。
- ・ 裁判員をやりたくないという人ももちろんいるが、やってみたいという人もいると思う。そういう人たちが辞めようと思わないように、金銭的な支給も含めての手当が必要と思われる。
- ・ 最高裁に裁判員広報のための懇談会というのを設置しているが、その委員からも同じような意見を頂戴しているとのことで、最高裁の担当者も、その点を踏まえた広報に努めたいと言っている。
- ・ 欠格事由の中に、心身の故障のためというのがあるが、障害者の場合には裁判員にはなれないのか。また、不適格事由のところ、不公平な裁判をするおそれがあると認めた者というのがあるが、これはどういうイメージなのか。さらに、新聞社の調査において、参加したくないと答えたのは、どのような理由によるものか。
- ・ 心身の故障のために裁判員の職務の遂行に著しい支障がある者という部分の解釈については、通常の歩行が困難というような方は全く問題にはならない。つまり、裁判員として法廷で裁判内容を聞いて判断を下すことに支障がないということであれば、当然支障はないことになる。具体的な判断は、担当裁判官が行うことになる。

不適格事由にある不公平な裁判をするおそれがあると認めた者という部分についても、担当裁判官が合議で判断していくことになる。

次に、裁判員になりたくない理由については、今の刑事裁判のイメージとして、裁判は難しくて、果たして自分にできるだろうかと考えていることや、サラリーマンや営業主の方々が、裁判員を務めている間、自分の仕事ができないということなどにあると思われる。

自分に裁判ができるのかという点については、裁判官や弁護士、検察官に対し、裁判員に審理内容を理解していただけるよう工夫すべきことが求められている。

裁判員を務めている間の仕事の問題については、国民の責務として裁判員制度が導入されるということ広く理解していただくためには、雇用者、取引先等にも

十分に理解していただくための広報が必要と考えている。

- ・ 制度論として、死刑制度には反対であるという裁判員がたくさん集まった場合どのように裁判が進められていくのか。また、死亡や転勤などで、裁判の途中で出席できなくなった場合にはどうなるのか。
- ・ 途中で裁判員として出席できなくなる事態に備えて、予め補充員を選ぶことができる。
- ・ 死刑は絶対言い渡したくないという裁判員候補者については、恐らく検察官が拒否権を行使すると思われる。

ただ、裁判員になりたくない口実として死刑は絶対に反対だと主張されると困る。本当に真意で、あるいは信条として死刑制度は国家による犯罪だととらえて、どんな場合でも死刑はいけないと主張される場合には検察官の方から排除されると思う。

転勤したとしても、本人が出廷すると言えば、そのまま裁判員を続けていただくことになる。あくまでも本人がどうしても出られなくなった場合に、やむを得ず交代を認めることになる。

- ・ 死刑制度に限らず、自分の信条からこの裁判にかかわることは良心に反するので辞退させてもらいたいという主張が出た場合に、この者に裁判員となってもらえるかというのは非常に難しい問題である。この点については、今後法律の具体的な細則を定める最高裁判所の規則などを定める過程でもいろんな議論がなされると思われるが、死刑制度に反対だから裁判員になりたくないということで辞退を認めると、裁判員のなり手がどんどんなくなっていってしまうことが考えられるので、その具体的な場面では、恐らく先程発言があったような解決方法になると思う。

ただ、検察官がその場面で忌避をするかどうかということになると、具体的に裁判員候補者の死刑制度に対する主張であるとか、裁判員としての良心の問題であるとかを知る場面があるのかということになるが、実は検察官が裁判員候補者の具体的な氏名等を知るのは、候補者から裁判員となる手続の直前ということになっており、法律の建前としては、検察官が積極的に動いて、この人はどうも裁判員としては好ましくないから反対だとの意見を言うようなシステムにはなっていないのではないか。

- ・ 裁判員候補者の信条について考え出したら本当に切りがないわけで、弁護士会で模擬陪審とか模擬裁判員をやらせてもらったときに、一般市民は、本当に真摯に考えられるということを実感している。

1人の裁判員が独特の意見を持っていたとしても、合議体で審理するわけであるから、その審理の中で必ず妥当な結論が得られるのではないかと期待している。

- ・ なぜ死刑や無期懲役などといった本当に凶悪な事件に対して裁判員制度が導入されることになったのか。
- ・ 重大事件に裁判員の制度を導入することについては、司法制度改革の柱である「国民的基盤の確立」が一つの大きな理由である。国民に非常に多くの時間と労力の負担をかける裁判員制度を、どのような場面で活用していくべきかということになると、社会的な影響の大きい、裁判上の判断としても非常に重いものを担当してもらうことが適当であるということが議論された。また、国民の司法参加の中で、検察審査会制度が注目されたことも理由の一つである。検察審査会制度とは、検察官が行った不起訴の判断について、裁判官や法律専門家を交えずに一般の方々から選任された11人の審査員にその当否を審査していただくものであるが、この制度は非常に立派に育ってきており、国民にも信頼されているし、今回の司法制度改革審議会の議論の中でも各委員から非常に評価された。その実績から見ると、一般の方々に重大な事件について判断してもらうことは十分可能であろうと考えられたこともある。

ウ 人事訴訟の現状について

平成16年4月から人事訴訟が地方裁判所から家庭裁判所に移管された。

家庭裁判所は昭和24年1月に創設されたが、その当時から裁判実務家や家庭裁判所の関係者の間では、人事訴訟を家庭裁判所が担当することについて根強い関心が持たれ、議論が続けられてきた。そういう意味で、人事訴訟が家庭裁判所に移管されたということは、家庭裁判所にとって正に悲願が成就したことになる。

今から20年前に、家庭裁判所創設30周年記念論集において、当時の三ヶ月章東大教授は、「いやしくも家庭『裁判所』と名乗りながら、身分関係の訴訟を一切取り行わないという事態は、諸外国では理解を絶することである。・・・過去30年の経験と実績の上に人事訴訟を取り込むことによってこそ、人事訴訟が今後被ると予想される変貌を最も適正な形で受け止めることになるのみならず、調停や審判

との有機的連携を促進しつつその一段の充実にも奉仕することもあわせ期待されるというべきである。」と述べられている。

平成11年7月に設置された司法制度改革審議会において、司法制度の改革の一環として民事裁判を国民がより利用しやすいものにしようという観点から、人事訴訟の充実と迅速化を図るという目的から家庭裁判所に人事訴訟が移管された。このように、平成16年は、「家庭裁判所元年」と言っても過言ではない。

次に、主な改正点について説明する。

人事訴訟を審理する法律としては、明治31年に制定された「人事訴訟手続法」があったが、全面的に改正され、新たな法律として名称も「人事訴訟法」と変更された。主な改正点は、人事訴訟の第一審の管轄を地方裁判所から家庭裁判所に移管したこと、離婚訴訟に付随する親権者指定や附帯処分（養育料、財産分与等に関する請求）について、家庭裁判所調査官の専門的な調査を活用することができるようにしたこと、人事訴訟の審理及び裁判に国民の良識を反映するために、国民から選任された参与員の関与を求め、その意見を聞くことができるようにしたことである。

ところで、人事訴訟事件は、婚姻関係事件（離婚、婚姻無効確認、婚姻取消、協議離婚無効確認、協議離婚取消及び婚姻関係存否確認の各事件）、親子関係事件（認知、認知無効確認、認知取消、嫡出子否認、父を定める訴え及び親子関係存否確認の各事件）及び養子縁組関係事件（離縁、縁組無効確認、縁組取消、協議離縁無効確認、協議離縁取消及び養父子関係存否確認の各事件）である。

人事訴訟事件は、平成16年4月から全て家庭裁判所で審理することになったが、それ以前に地方裁判所に係属していた事件については、経過措置が定められており、地方裁判所が継続して審理を行っている。

平成16年10月末現在、京都家裁本庁では107件の人事訴訟事件を受理したが、そのうち離婚事件の割合は82%である。その中で、原告に訴訟代理人が付いている事件は105件、被告に訴訟代理人が付いている事件は46件で、原告には95%訴訟代理人が付いているが、被告には43%しか代理人が付いていない。従って、裁判所としては、被告に訴訟手続を理解していただくため、十分な審理時間をとって説明するよう心掛けている。

参与員を指定した事件は8件で、うち2件については、実際に法廷での尋問に立ち会っていただき、残り6件についても、これから証拠調べに立ち会っていただく

予定である。今回、人事訴訟のために新しい参与員を選任したが、二十代の参与員も選ばれている。

家庭裁判所調査官に調査を命じた事件は2件あり、うち調査が終了した1件は、親権者指定に関して子どもの意向や監護状況を確認するために行われた。

今後とも、人事訴訟の充実、適正迅速な裁判、国民にとって理解しやすく、分かりやすい手続になったと言われるような運用に心がけていかなければならないと考えている。

エ 改正少年法施行後3年を経過した現状について

平成13年4月1日から施行された改正少年法は、実務の運用を踏まえて、施行後5年を経過した時点で再検討されることになっている。

そこで、改正少年法の内容と現在までの運用状況について平成13年4月1日から平成16年3月31日までの3年間の全国的な統計数字と併せて当庁の状況を説明する。

少年法の一部改正の内容は、①少年事件の処分等の在り方の見直し（刑事処分可能年齢を事件終局時14歳以上に引き下げ、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた場合の原則検察官送致）、②少年事件の事実認定手続の一層の適正化（複雑・困難事件の合議体での審理判断、重大事件への検察官関与及び国選付添人制度の創設、観護措置期間の最長4週間から8週間への特別更新、非行事実がなかった場合の保護処分終了後における保護処分取消による救済措置）、③被害者への配慮の充実（裁判所の許可を受けての被害者等による事件記録の閲覧・謄写、被害者等からの意見聴取、被害者等への審判結果の通知）という3つの柱が設けられている。

全国の平成13年4月1日から平成16年3月31日まで、当庁の平成13年4月1日から平成16年8月31日までの統計数値は、それぞれ以下のとおりである。

16歳未満の少年についての検察官送致	：	全国 3人、当庁該当なし
原則検察官送致事件の検察官送致率	：	全国平均57.6%、当庁40%
合議体で終局決定した事件	：	全国100人、当庁5人
検察官の関与決定があった事件	：	全国72人、当庁該当なし
観護措置期間の特別更新があった事件	：	全国155人、当庁3人
保護処分が取り消された事件	：	全国1人、当庁該当なし
被害者等による事件記録の閲覧・謄写	：	全国1,730人、当庁77人

被害者等からの意見聴取 : 全国496人, 当庁24人

被害者等への審判結果の通知 : 全国1,932人, 当庁86人

オ 意見交換

- ・ 2001年から2002年9月30日までに審判があった事件で、少年法改正について、付添人弁護士に対して行ったアンケート結果を紹介する。この結果は、日本弁護士連合会のホームページにも掲載されている。

まず、弁護士の付添人選任時期については、捜査段階が49件と最も多い。これは重大事件の場合、新聞に掲載されることから、ほとんどの弁護士会で当番弁護士を派遣していることや、法律扶助協会による援助制度が利用されたことによるものである。

この調査結果には、検察官送致された少年が、鑑別所から拘置所に身柄を移されて刑事裁判が終わるまでにどのくらいの期間を被告人として拘束されていたのか、刑事裁判の運営はどのようになり、裁判結果はどうなったのかということが記載されている。

裁判結果の中には、「裁判所への移送」と書かれているが、これは少年法55条の規定により、刑事裁判の審理の結果家庭裁判所での保護処分が付するのが相当だと判断した場合に再度事件を家庭裁判所に戻すというものである。その手続に付された事件がアンケートの中で3件あり、うち1件が京都の事案である。

また、検察官が審判に関与した場合に、検察官がどのような役割を果たしたかについて、非行事実についての争いの有無、裁判体は単独であったのか合議であったか、証人尋問があったか否か、検察官が少年や証人に発問したかどうか、さらに、非行事実の認定だけではなくて、要保護性という点についても検察官が審判に立ち会ったかどうかについての結果が記載されている。

この結果を読めば、付添人側として重大事件を受けた場合の苦渋がお分かりいただけると思う。

- ・ 改正少年法により、審判の記録などが閲覧できるようになったのか。
- ・ 改正前も、裁判官の許可があれば閲覧できたが、被害者からの申出があってもほとんど許可されなかったのが実情であった。それを今回の改正で、被害者からの申出があれば、裁判所の許可は必要であるが、損害賠償請求に必要な範囲で非行事実に関する部分に限って閲覧・謄写できることとなった。少年のプライバシー

に関するいわゆる身上に関する部分については閲覧謄写は許可されない。被害者等からの請求があればほとんど許可されている。

- ・ 家事訟廷受付及び相談室での実情視察

(休憩)

- ・ 家事相談及び受付の現状について

ア 模擬家事相談の実演

受付窓口にて

A (相談者) すみません。相続のことで教えてもらいたいんですけども、こちらでいいのでしょうか。

B (窓口担当者) どうぞお座りください。どういうことでしょうか。

A 先日父親が亡くなって、父親は大阪の八尾に住んでいて、私は3人兄弟の次男なんですけれども、遺産の分配についてもめているんです。それで来たんですけども。

B 遺産の分配についてもめていらっしゃるということですが、家庭裁判所のどのような手続を御利用になるかもうお決まりでいらっしゃいますか。

A いや、まだ決めてないんです。

B それでは、家事相談を受けてみられますか。

A 家事相談というのはどういうものなんですか。

B 家事相談と申しますのは、御家庭内でのいろいろな問題を解決しますのに、家庭裁判所ではどのような手続があるかということについて説明させていただくというものです。ただ相談と申しましても、いわゆる身の上相談であるとか法律相談あるいはケースワーク的な相談はお受けできないことになっています。法律相談とは、例えばあなたが法的に正しいかどうかとか慰謝料や養育費の金額はいくらだとかといったことに関する相談ですが、そういったことは何分相手のあることですし、御存知のように家庭裁判所は中立、公正の立場をとっておりますので、そういった相談はお受けできないことになっています。

A 料金は要るんですか。

B 料金は要りません。

A それでは家事相談をお願いできますか。

B では、発券機から番号札をお取りください。3人ほどお待ちのようです。順番

がまいりましたら担当の者があなたの番号をお呼びいたしますので、それまで待合室の方でお待ちいただけますでしょうか。

A 分かりました。

相談室にて

C (相談担当者) では4番の方、お入りください。

A はい。

C どうぞおかけください。

A (相談カードを差し出して) これ、お願いします。

C 家事相談の村田と申します。よろしくお願いします。

A お願いします。

C まず御理解いただきたいのですが、家事相談は法律相談やいわゆる身上相談には応じられませんので御了承ください。それと、しばらく待つていただきましたが、他にも相談を希望される方がたくさんいらっしゃいますので、相談時間は大体20分程度で終わらせていただきたいと思います。秘密は必ず守りますので安心して相談していただいたらと思います。

相談内容は相談カードによると相続に関するものということのようですが、具体的にはどういうことでしょうか。

A 先日亡くなった親父の相続に関してです。母親は私が中学生のときに亡くなり、親父はその後再婚して今義理の母がいるんです。私が高校を卒業してからは、親父のところとは行き来がなかったので詳しいことは分からないのですが、私は3人兄弟の真ん中で、兄が1人と妹がいて、兄は親父と一緒に型枠の仕事を八尾でやっていたようなんです。妹は結婚して関東の方に行っていると聞いています。今回、兄の方から親父の遺産について相続放棄をしてもらえないかというようなことを言ってきました。私にはそれをしているのかよく分からないのですが、私の相続分というか、いくらぐらいもらえるのかとかといったことについて教えてくださいたいのです。

C 分かりました。今日は戸籍を持って来られましたか。

A 持ってきてないです。

C それでは、今あなたが言われたことを前提に相続人の確認をします。あなたの場合、お母さんとあなたを含めた子供3人の4人が相続人ということになります。

お父さんが認知したとか養子縁組をしたということはないですか。

A そういうことは聞いていません。

C お父さんが遺言書を残しているということはありませんか。

A 多分ないと思います。聞いてませんので。

C そういうことでしたら、先ほど私が申し上げましたとおり相続人はお母さんとあなたを含めた兄弟3人の4人ということになります。法定相続分は、配偶者であるお母さんが2分の1、残りの2分の1を兄弟が等分で分けますので、あなたの法定相続分は2分の1のさらに3分の1ということで6分の1ということになります。

A もし親父に借金があった場合は借金はどうなるんですか。

C 相続に関しては、プラスの財産もマイナスの財産も相続しますので、借金があればそれも相続するということになります。

A もし親父の借金が大きかったような場合には、どういう手続きをとったらよいのですか。

C まず1つ考えられるのは相続放棄という手続きがあります。

A 相続放棄というのは、借金を払わないけれども遺産ももらえないことになるのですね。

C そうです。プラスの財産もマイナスの財産もすべて放棄するということになります。

A 何かほかの手続きがありますか。

C 限定承認という手続きがあります。限定承認は、相続した積極財産、つまりプラスの財産の範囲内で借金を返済するというのを留保して、相続を承認するという手続きがあります。

A 相続放棄というのは具体的にはどういう手続きになるのですか。

C 相続放棄は、お父さんが亡くなったことを知ってから3か月以内にしなければなりませんが、お父さんが亡くなったのはいつですか。

A 今年の9月26日です。

C 今日が11月25日ですので、まだ3か月经っていませんので、今でしたら相続放棄することができます。また、3か月という期間がありますが、これについては期間の伸長の申立をすることもできます。

- A 限定承認をするにはどのような手続をすればよいのですか。
- C 相続放棄は、相続人が各人でできるのですが、限定承認は、相続人全員で申し立てをしなければならないことになっていますので、あなたの場合は、お母さんとお兄さん、妹さんの4人全員が合意の上で申立をしないと限定承認はできません。これについても期間はお父さんが亡くなってから3か月以内ということになっており、期間を伸ばしてほしいという申立もできます。
- A それと、家庭裁判所では遺産分割の調停という手続もあると聞きましたが、これはどういうものですか。
- C 遺産分割の調停は、亡くなった方に遺産があって、相続人の間で遺産の分割について話し合いが整わないような場合、裁判所が間に入って話し合って解決するというものです。
- A その調停は、京都家庭裁判所でできるのですか。
- C 調停の管轄は、相手方の住所地を管轄する家庭裁判所か、もしくは当事者が合意した家庭裁判所ということになります。あなたのお兄さんは八尾に住んでいるのですね。
- A はい。
- C そうすると、お兄さんが住んでおられる住所地を管轄する大阪家庭裁判所に申立をすることになります。
- A 妹は関東の方にてちょっと離れていますが、それでも大阪家庭裁判所でいいのですか。
- C 相手方の1人について管轄があればよいので、大阪家庭裁判所でも結構です。
- A 相続放棄や調停の申請書類をいただけますか。
- C (申立書を示して)これが相続放棄を申請するための用紙です。こちらが限定承認の申請用紙で、これが遺産分割調停の申立書になっています。それぞれ記入例が載ってますので、これを見て記載してください。それと別に、最高裁のホームページでも同じようなものが載ってますので、それも参考にしてください。
- A 費用はそれぞれどれぐらいかかるものなんですか。
- C 相続放棄の場合は、申立人毎ということになりますので、1人について800円です。限定承認は、被相続人を単位としてますので、被相続人、つまり亡くなった方が1人であれば800円です。遺産分割調停については、相続財産がいく

らであっても1200円です。それとは別に、手続によってそれぞれ850円から2600円の郵便切手が必要になります。

A 遺産分割の申立書というのはちょっと難しそうですが、これを自分で書かないといけないんですか。

C 申立書は自分で書いていただくこととなりますが、裁判所によっては受理面接と言って遺産分割を担当する書記官が直接申立書や添付すべき書類をチェックしますので、何か足りないということがあれば、受付担当者様が確認なり質問しますので、安心して申立をしていただければよいと思います。また、その際に争いの実情についてお聞きすることもあると思います。

A よく分かりました。どうもありがとうございました。

イ 模擬受付の実演

受付窓口にて

D (来庁者 女性) すみません。この前、ここで調停したんですが、今度裁判したいんですけど、家庭裁判所でよろしいんですか。

F (受付担当者) どうぞお座りください。人事訴訟はこちらで結構ですが、以前調停をされたとおっしゃいましたが、いつごろどのような調停をなさいましたか。

D 去年の5月ごろでした。離婚の調停だったと思います。

F 事件を調べますので、あなたのお名前と相手の名前を教えてください。

D 私は高野華子で、相手は高野太郎です。

(Fが確認のため一時退席し再度窓口に戻る)

F お待たせしました。調停は、去年の8月16日に不成立になっています。それから1年近く経ちましたけれども状況に変化はないですか。

D ええ、ありません。

F もし、もう一度話し合いの余地があるのでしたら、再度調停を申し立てることもできますが、それが無理であれば人事訴訟、離婚の裁判をしていただくこととなりますが、裁判の場合、申立の段階から私どもの方でアドバイスすることができませんので、弁護士さんとか市区町村の法律相談を受けられることをお勧めしています。

D 調停はひどかったんですよ。調停委員の人は、私の話なんかもう全然聞いてくれなくて、相手の言い分ばかり聞いて、もうすごいひどかったです。

E (Dの父親) わし、華子のおやじやけども、裁判所はほんまにいいかげんとかやわ。前の調停のとき、わしもずっと来とったんや。娘らが結婚するとき、家を買うのに金300万出したんや。それを2人がこうなってきたから返してもらおう思うて。それで、調停に来たんやけども、全然調停の部屋に入れてくれへんかったんや。

F 調停のときはいろいろあったのかもしれませんが、先ほど申し上げましたとおり、裁判ということになりましたら一度相談をしていただいた方がいいかと思います。

E わしらは忙しいんや。今日は裁判するために、そのやり方を聞きに来たんや。ここ来る前に伏見の裁判所へ行ってきた。そしたら、向こうの人は京都の家庭裁判所へ行ったらええということで、それでここへ来たんや。

F 分かりました。(訴訟の説明用紙を示して) それでは、こちらが離婚訴訟の訴状の書き方についての説明書です。これを御覧いただきましたらお分かりいただけると思いますが、請求の趣旨、それから請求の原因についての記載例もありますので、これを参考にさせていただいて訴状を書いていたきたいということしか申し上げられないんですが……。

E いや、あんたが教えてくれたらええんや。わしは税金を払とんのやから。あんたら公務員は国民に奉仕するのが仕事やろがな。こんな回りくどい説明、要らんのや。

F ただ、こちらにも書かせていただいておりますとおり、裁判所は公平な立場で裁判をしなければならないので、具体的な記載内容や証拠などについてアドバイスするようなことは申し上げられません。

E おまえ、わしを馬鹿にしとるんと違うか。高い税金払とるやないか。

F そうおっしゃられましても……。それでしたら、今日のところは申立書をお持ち帰りいただいて、法律専門家に御相談いただくということではどうでしょうか。

E おまえでは話にならんわ。あんたの上司出せ。

G (Fの上司) 失礼します。さっきからちょっと大きな声で周りの方にも迷惑かかっているんですけども、私、訟廷管理官の宮川というんですけども、どういうことでしょうか。

E わしらは訴訟しに来たんや。今のこの人は、どっかへ行ってその訴訟の仕方を相談してこいと言いよるんや。おかしいやないか。

G まあまあ。今日はどうですか、お時間がおありでしょうか。私の方でちょっと別の場所でお話をお聞きしましょうか。

E あんたもわしをなめとる。所長を呼んで、所長。所長と話をするわ。

G ちょっと待ってください。所長にお話しされたいということなんですけども、代わって総務課長がお話を伺うことになりますので、今から総務課長を呼びますのでちょっと待っていただけますか。

H (総務課長) 失礼します。私、総務課長の本山と申します。何かお話があるというところでございますので、別室の方で詳しくお話を伺いたいと思いますので、どうぞこちらの方にお越しください。

E 所長に会えるんやな。

H まずお話を伺います。

E ほな、華子、行こか。

D はい。

ウ 意見交換

- ・ 家事相談は、弁護士による相談ではないので、どうしたらいいのかということについては回答できない、いろいろな手続があるという紹介をしているとのことだが、その中で、どれを選べばよいのかを聞かれたときには、どのような回答をしているのか。
- ・ 離婚すべきであるかとか、養育費を請求すればよいかといったことは、法律相談ということになる。家事相談は、家庭裁判所が取扱う手続が、その相談者が利用できるかどうかを説明することが本質である。家事相談担当者としては、どういう目的で家事相談を受けているかは意識しているが、判断は御本人にさせていただくよう心掛けている。
- ・ それでは、相談者は、家族などと相談した上で、再度申立てに来るということになるのか。
- ・ 裁判所としては、申立書をお渡しして必要な添付書類やどの程度の費用がかかるのかという点について説明させていただき、家に持ち帰ってしかるべき人と相談してまた来ていただくという対応をしている。

- ・ 法律的な相談については、法律の専門家か市役所とか区役所に行くように勧めるということであるが、例えば弁護士会にこういう相談があるとか、DVの場合だとDVの被害者支援センターを教えているのか。
- ・ 法律の内容について裁判所に聞きに来られたような場合には、京都弁護士会の所在地や電話番号をお知らせしている。また、DVで保護命令等の相談の場合には、婦人相談所などの機関を教えている。

ただ、裁判所としては、それぞれのところの斡旋をしているわけではないので、その点は御了解願っている。

- ・ 家裁支部での相談体制は、どのようになっているのか。
- ・ 本庁では、専属の家事相談員を配置しているが、支部では、職員が相談に当たっている。

また、それぞれの手続のメリットとデメリットといった点や、ある手続の限界といった点についても説明しているのか。

京都家裁全体では平成15年度に4,686件の家事相談を受けた。支部では1日に5,6件程度の相談を受けている。本庁では多いときで大体30件くらいの相談を受けており、2室の相談室で、1件の相談で大体30分程度を要するので、午前9時から正午までと、午後1時から4時までの相談時間でフルに相談を受けている状況である。

メリット、デメリットの点にまで立ち入ると、実質的な判断を下してしまうという難しい問題がある。相談者がどのような手続を利用したいのかを明確に決めているような場合には、相談は円滑に進められることになるが、その点があやふやな場合については、できるだけ事情を聴取して、このような手続があるというような形で説明するようにしている。

一方、例えば、このケースでは成年後見人として認められるかといった相談があったときには、然るべき法律専門家に相談するように勧めている。

- ・ 専属の家事相談員は、かなり法律の実体面と、手続面に熟知している必要があると思われるが、どのような人が担当しているのか。
- ・ 裁判所の元職員や家事事件の手続に精通した現役の調停委員や参与員が担当している。
- ・ 裁判所の性格上、手続上の相談だけを受け付けるということはやむを得ないと

は思うが、実際に相談に来た人たちの要望とは少し離れているというのが実感である。何か別の方策といったことは考えられないのか。

- ・ 裁判所の性格上、やはり自ずと限界がある。そういうことを相談者に理解していただく必要があるが、先程の劇の中にも盛り込ませていただいたとおり、その点についてなかなか御理解いただけないのが実情である。
- ・ 世の中のシステムが複雑になって、どこへ行けばいいのか分からない状況である。そこで、トラブルを抱えている人は、もしかしたらここが窓口かなと思って裁判所にやってくる。しかし、実際は他の窓口に行った方がいいという場合があるわけで、相談窓口を持っている機関は、どこでもそういう問題に直面している。だから、それぞれの行政なり司法なりの機関が機能するためには、その上に振り分けるシステムが必要である。しかし、そのような機能を作ると、更にシステムを複雑するだけということになるので、それぞれの相談窓口を持っている機関が各相談機関の情報を入手して連携していくことが必要である。
- ・ ワンストップサービスということも実現したいことではあるが、自ずと限界がある。しかし、裁判所に行くのが一番だろうと思ってきた人には、親切、丁寧な対応に心掛けるべきである。
- ・ 本年の6月に総合法律支援法が成立して、平成18年をめどに各地に司法支援センターを設けることになっている。現在、各機関で受けている相談や情報提供について、もう少し統一的にすべきということが、この法律の趣旨かと思うが、支援センターの活動と現在の相談窓口の活動とはリンクしていくのか。
- ・ その点については、これからの課題だと認識している。
- ・ 1年間に4000件以上の相談を受けているというのは、家庭裁判所がかなり活用されているということである。例えば、利用者がどういう目的で来たのかとか、相談を受けてどうだったかといったことについて、1か月程度の期間でアンケートを実施すると随分いろんなことが分かってくるように思う。
- ・ 家事受付では、まずどういう目的で来られたのかで選別している、申立書が作成されている場合には、受付で記載内容が正しいか、戸籍謄本、住民票、不動産登記簿といった必要な添付書類が整っているか、印紙・切手が用意されているかということを確認しながら相談に当たっている。

一方、これからどうしたらいいのかというような場合には、受付から家事相談

の方に回っていただいて、それで具体的な相談の内容について聞いていただくシステムになっている。

家事相談の問題については、婚姻中の夫婦関係の相談が大体35%くらい、親子関係の相談が10%くらい、相続関係が26%くらい、戸籍関係が大体9%くらいとなっている。

- ある市役所の福祉課で、これから離婚したいが、離婚したら後の生活はどうなるのか、慰謝料とか養育費が出るものかなどといったことを全部調べ上げてから離婚調停を申し立てるかどうかを決めたいということで、いろいろと聞く女性がいたと聞いたことがある。手続に持ち込む前の段階で、手続に入るべきかどうかの判断材料というものがあって、初めてそこで決断できるということになると思う。問題を持ち込むべきかどうかという判断材料になるような情報をどこに行ったら入手できるのかということをサポートしてくれる窓口があると非常に助かるのではないかと。非常に打算的と言われるかもしれないが、やはりそういうことを一応全部頭に入れなければ次の段階に踏み切れないと思われるし、むしろその方がいいと思う。どこに行ったらそういうインフォメーションを得られるかという情報を出すことはできないか。
- 現在の情報社会では、例えばインターネットとかいろいろな所へ行けば恐らく情報を入手することは可能だと思う。そこで、そういうことに裁判所が一步踏み出すべきかどうかということは非常に難しい問題であると思う。というのは、そういう相談事は、基本的には一方当事者だけの情報しか提供されていない。それに対して、例えば慰謝料額はいくらかというようなことを言うことはできない。一般論としてこういう場合には裁判所に訴えが出来ますとか、調停が出来ますという程度が精いっぱいではないか。また、色々な所に行かれて、「私はこういうことを聞いてきた。この事件ならこれだけもらえると聞いてきた。」というようなことを言われる方が結構おられる。場合によっては、自分が納得のいくとか、自分の有利になる情報を得るまで色々な所に相談されて、最後にいい情報にたどり着いたら、その足でこれこれこう言われたということになる。そういうことについて裁判所は一線を画しておかないと、どこかの裁判所でこういうふうに聞いてきたと言われると事件がうまく進行しなくなってしまう。

相談窓口をどうするかは、ひとり裁判所だけの問題ではなく、支援センターな

ど、少なくとも行政のすべきことであると思われる。

- ・ 情報通の人とはともかく、裁判所に来る人は、必ずしもそうではない。そういった人に情報を得るための別の窓口を教える、情報そのものを出すのではなく考える材料を教えるべきである。
- ・ 離婚したら母子手当が出るのかといった問合せを受けた場合には、福祉事務所に行ってくださいとか、慰謝料や財産分与に関する税金の問題については、ここに行ってくださいとか、全ての質問に全部答える必要はないが、適切に次の窓口につなげてもらえるようにすべきであると思う。
- ・ ワンストップサービスといっても、今の時代、全てが分かる人はおらず、おそらく専門家は何人も必要になると思われる。自分の専門領域以外に踏み込むことには非常に躊躇する。一般常識で分かっていることであっても、落とし穴がある可能性があるのでアドバイスを与えられない。そのような場合には、専門家に尋ねるよう勧めることになる。

京都で、年に2、3回、弁護士、不動産鑑定士、弁理士、税理士などが一堂に会して相談を受ける機会を設けているが、相談が集中するのは大体弁護士である。弁護士のところへ行って、深く専門になると枝に分れていくという大体の流れになる。

支援センターの話が出たが、先ほど言われた振り分けをするというのが非常に重要な業務の1つになっている。恐らく想像もつかないようなネットワークを作ろうと検討されているが、その中に家庭裁判所は入っていないと思われる。しかし、家庭裁判所という所は環境もいいし、敷居も高くなく優しい雰囲気があるので、そこから適切に何らかの情報を発信していただきたい。

- ・ 市役所とか区役所での法律相談では、離婚などの家事事件に関するものが多いが、申立書の書き方で分からないことがあったら家庭裁判所の家事相談に行くようにと目的を限って利用していただいている。家庭裁判所の相談というのは、こういう利用の仕方をしてもらえればすごくうまく相談者の需要にマッチしたアドバイスができるということを相談を担当している各機関に説明する必要があると思う。

相談担当者によっては、家庭裁判所に行けば何でも教えてくれると思っていて、何でも家庭裁判所に行きなさいというふうに対応しているかもしれない。家庭裁

判所ではこういうことができますということを各相談機関にインフォメーションすべきである。

- ・ 調停の場で、当事者から今後とるべき手続について相談された場合、調停委員等はどのように対応するのか。
- ・ 調停委員は、具体的な事件について、当事者双方の意見を聞いて、場合によっては、このような選択肢もあるというようなことを助言することもあり得る。しかし、あくまでも両当事者間の話し合いを仲介することが調停の本質であり、ある提案をしても、それを選択するのは当事者の自由である。

・ 次定期日

平成17年5月ころを目処に日程を調整する。

・ 次回のテーマに関する意見

- ・ PR等を含めて、成年後見制度の活用について取り上げてみてはどうか。
- ・ 今回の家裁委員会は、裁判所が各委員の理解を深めようと考えて工夫し、非常に内容が充実していたが、もう少し意見交換の時間を確保していただきたい。
- ・ 家庭裁判所の現状を理解できる貴重な場を設けていただいております、大体ひととおり教えていただいたという感じを持てるようになってきたことから、段々テーマを絞って議論を深めていった方が年に2回集まってくる意味もあると思われる。

例えば、少年法改正で5年後に見直さなければならないという議論があるとすれば、どの点を見直すべきかということについて、素人の立場から意見を言わせてもらえればと考える。

・ 閉会

今回、メインテーマとして取り上げた家事相談や受付という場面は、国民に最も近い裁判所である家庭裁判所の事務を担当している私どもにとって、常に状況を把握して来庁者へのニーズも肌身に感じながら対応に研鑽を重ねるべきであると考えている。本日頂戴した貴重な御意見についても、職員はもとより調停委員等に確実にフィードバックし、今後の執務の参考にさせていただきたい。委員の皆様方におかれても、今後とも引き続きこの委員会の討議を通じて当裁判所の運営に御理解、御支援をいただくようお願いする。